

### 振込送金先登録・削除申込書のご案内

#### お客様各位

拝啓 平素よりシティバンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。<u>必要事項をご記入の上、お手数ですが弊行取引支店へご来店いただくか、もしくはご郵送ください。ファクシミリおよびEメールでのご返信はお受けしておりません。</u>尚、ご記入に際しましては、弊行にご登録のご署名、またはご登録のご印鑑の捺印をお願いいたします。お一人のお客様につき、送金先は国内、海外あわせて36件まで登録できますので3件以上登録されたい場合は用紙をコピーしてお使いください。

本紙をご返送いただく前に、必ず保管用に控えをお取り下さいますようお願いいたします。

郵送先: 〒900-8695 那覇支店私書箱第401号

シティバンク銀行株式会社 オペレーション・センター行

敬具

シティバンク銀行株式会社 個人金融部門

#### 注意事項

下記注意事項をよくお読みの上、申込書にご記入ください。ご記入内容に不備がある場合には、申込書をご返却いたしますのでご了承ください。

- ●この申込書は送金先の事前登録、または登録の削除を行うためのものです。お取引の実行は、ご登録後、インターネットバンキングシティバンク オンラインをご利用いただくかシティホン バンキングにお電話の上ご指示ください。以前登録されたものを変更される場合には、一旦、すでに登録されている振込先を削除の上、新たに登録をお願いいたします。
- ●ご登録完了には申込書が弊行に到着後、約一週間かかります。お急ぎの場合には最寄りのシティバンク支店窓口にてご送金ください。
- ●コルレス先がない銀行への送金登録、他行への口座開設目的の送金登録、経済制裁対象国への送金登録など、ご登録いただけない 場合もございますのでご了承ください。
- ●海外送金では、受取銀行または中継銀行が手数料を徴収する場合があります。
- ●ご登録は、国内、海外あわせて36件までです。
- ●送金にあたっては、送金依頼人であるお客様の口座番号、口座名義、住所が送金先に通知されます。予め、ご了承いただいたうえで、 海外送金を依頼してください。

#### 以下のご送金はご登録いただけませんので、ご注意ください。

- ●国内外貨建/非居住者円送金
- ●シティバンク法人部門の口座(10桁/本店・大阪支店)
- ●シティカードジャパン株式会社口座(クレジットカード支払専用口座)
- ●ワールドキャッシュカード□座



## 海外送金先登録 - 削除申込書

ノティバンク銀行	株式会社御中		お申込日 年 月 日
私/私達は注意事項及	で振込/送金取扱規定に同意し、下記口座への振り	込/送金の登録(削除)を	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
フリガナ お 名 前			お届出印またはお届出サイン
お取引支店	マ	ルチマネー口座番号	9
			される場合には訂正箇所を二重線で抹消し、お届出印ま <b>意ください。</b> ●ご登録は、国内、海外あわせて36件までて
<b>1</b> お選びくだ	•	削除	②受取人住所
①受取人名	Dukascopy Bank SA		ICC, Route de Pre-Bois 20 1215 Geneva 15 Switzerland
3受取銀行	UBS AG		受取人が法人の場合は別途その本社(本店)所在国名も ご記入ください。
	支店名/番地 Rue du Rhone 8, 1204 Geneva,		本社(本店)所在国名(
	都市名 州名		5 下記国への送金の場合は、 <b>銀行コード</b> を お調べの上、必ずご記入ください。
	国名 Switzerland		ABA # / Fed Wire Code
⑥口座種類 ◎ □ □ 〒 □	普通	その他	アメリカ Sort Code
⑦口座番号	0240-792184	. 60 C	イギリス ー
			オーストラリア
8 送金通貨 <b>※ーつだけ</b>		](一部シティバンク支店へのみ	<b>_</b>         _
お選びください。	自国通貨※1(マルチマネー取扱通貨のみ)	L — 口 ※2 (EMU加盟国へのみ)	) ユーロ建てでの送金 *2 SWIFT code
9 備考			その他銀行コード
2 1 277 - 12 4 12			②受取人住所
<b>2</b> お選びくだ	さい。   <u></u> 登録	削除	
①受取人名			
3受取銀行			受取人が法人の場合は別途その本社(本店)所在国名も ご記入ください。
	支店名/番地		本社(本店)所在国名(
	都市名 州名		⑤下記国への送金の場合は、 <b>銀行コード</b> を
	国名		た。 ABA # / Fed Wire Code
6口座種類	普通    当座	その他	アメリカ L Sort Code
⑦口座番号			イギリス BSB Number
	USKIV P		オーストラリア BSB Number
りた业 虚貞 ※一つだけ お選びください。			_1-9-9/1
<b>- 85度0くたとい。</b> 9 備考			ユーロ建てでの送金 *2 SWIFT code — (
C 2			その他銀行コード
	1		
銀行使用欄	Verify Maker	SDN Input 1	TT No AU 1 Input 2 TT No AU 2
CIF			

ファクシミリ、E-mailでのご返信はお受けしておりません



### 振込送金先登録・削除申込書のご案内

#### 海外電信送金依頼書(抜粋部分)

1. (適用範囲)

外国送金依頼書による次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取扱います。

- 3. (送金の依頼)
- (1)送金の依頼は次により取扱います。
  - ①店頭での送金の依頼は、当行所定の受付時間内に受付けます。
  - ②店頭以外での送金の依頼については、当行所定の受付時間内にて、当行所定の金額の範囲内とします。
  - ③当行所定取扱時間終了後及び銀行休業日にて受付た場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に支払指図を発信します。
  - ④当行は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (3)送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。
- 4. (送金委託契約の成立と解除等)
- (2)前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国送金計算書等を交付し、送金小切手の場合には、 併せて送金小切手を交付します。なお、この外国送金計算書等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますの で、大切に保管してください。
- (3)第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して 送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものと します。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。
  - ①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき
  - ②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
  - ③送金が犯罪や不正にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
- 6. (手数料·諸費用)
- (1)送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、この他に、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、 前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。 ①照会手数料 ② 変更手数料 ③組戻手数料 ④電信料・郵便料 ⑤その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用
- 7. (為替相場)
- (2)第4条第4項、第9条第3項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
- 8. (受取人に対する支払通貨)
  - 送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。
  - ①支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
  - ②受取人の預金口座の通貨と異なる通貨
- 9. (取引内容の照会等)
- (1)送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店またはテレフォンセンターに照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。
  - なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。
- (2) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 10. (依頼内容の変更)
- (1)送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には取扱店の窓口において、次の変更の手続きによります。ただし、送金金額を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
- (3)本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。



### 振込送金先登録・削除申込書のご案内

#### 海外電信送金依頼書(抜粋部分)

- 11. (組戻し)
- (1)送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。
- 13. (災害等による免責)
  - 次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。
  - ①災害·事変·戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
  - ②当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
  - ③関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた 関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
  - ④受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
  - ⑤送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
  - ⑥送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
  - ⑦その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害
- 16. (法令・規則等の遵守)

本規定に優先する法令または法令に基づく命令、規制等がある場合は、本規定に拘らずそれらが適用されるものとし、また、本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うことにします。

※本規定全文については、「シティバンク取引規約集」をご覧ください。

2007年7月